

寝屋川市立西高齢者福祉センター団体利用規定

1. 利用規定

当センターをご利用いただく場合は、次の事項を遵守してください。

- (1) 当センターの各部屋（多目的ホール・研修室・資料室・和室・印刷製本室）は、個人でのご利用はできません。団体登録の申請受理後、登録が許可された団体のみのご利用となります。
- (2) 団体登録については、60歳以上の市民（10名以上）で構成された、サークル、団体等とします。
- (3) 登録された団体の代表者は、毎年4月に当センター所定の「利用団体報告書」及び、「会員名簿」にご記入の上、事務局まで提出してください。
- (4) 名札の貸与については、代表者は「名札貸与申請書」に必要事項をご記入の上、事務局まで提出してください。なお、名札の管理については各団体でお願い致します。
- (5) 部屋のご利用時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (6) 利用を承認された部屋（付属設備等を含む）以外の部屋は使用しないでください。
- (7) 当センター内の設備、器具等のご使用に当たっては、丁寧に取り扱ってください。
なお、建物・設備・器具を損傷した場合には、相当の賠償金をいただくことがあります。
- (8) 所定の場所以外での火気は使用しないでください。
- (9) 承認を得ないで金品の授受又は物品の販売は行わないでください。
- (10) 承認を得ないで壁・柱等に張紙や、画鋲等を使用しないでください。
- (11) ご利用時間には、準備から後片付けまでの時間が含まれています。
- (12) 貴重品は必ず身につけて個人で管理し、自己管理の徹底に努めてください。
- (13) もし事故等が起こった場合や事故を発見されたときは、直ちに事務局にご連絡ください。
- (14) 事務局内のコピー機・ファクシミリのご利用はできませんので、ご了承ください。

2. お申し込み方法

- (1) 利用希望日の2ヶ月前の日に属する月の1日、午前9時から予約を受け付けます。
例) 9月30日利用の場合、7月1日から受付できます。
- (2) 毎月1日の受付日以降の予約は、随時事務局窓口にて受付できます。なお、受付時間は午前9時から午後5時までです。
- (3) 承認後の利用日時、部屋の変更はできませんのでご注意ください。なお、キャンセルの場合は、利用日の10日前までに事務局にお知らせください。
- (4) カラオケ利用団体は、月1回の利用とし、午前9時から午前11時45分まで、または午後1時15分及び2時15分から午後5時までのどちらかの利用とします。

3. 部屋をご利用されるときは

- (1) 団体使用承認証を必ずご持参の上、利用される部屋の確認を事務局で行ってください。
- (2) 各部屋の定員は遵守してください。
- (3) 非常口、消火器等の位置や利用方法などは、事前にご確認ください。
- (4) センター内は全て禁煙となっています。
- (5) センター内での飲酒は全て禁止しています。
- (6) 湯飲み・電気ポットは事務局でお貸ししていますのでご利用ください。

4. 利用が終わったときは

- (1) 次の利用者のために、後片付けをし、ゴミ等が無いかをチェックしてください。また、持ち込まれた弁当やジュース等の空箱や空き缶は、責任をもってお持ち帰りください。
- (2) 室内に設置してある設備（机・椅子等）は必ず現状の位置にもどし、事務員立会いの上お引き渡しください。
- (3) 忘れ物がないか確認し、マイク、ラジカセ、カラオケ本、電気ポット等を使用された場合、それも併せて、使用人数報告書（事務局添え付き）に使用人数等をご記入の上、事務局までお返しくください。

5. 休館日

休館日は年末年始（12月29日～翌年1月3日）です。